

えん罪の温床=代用監獄(警察留置場)は廃止を

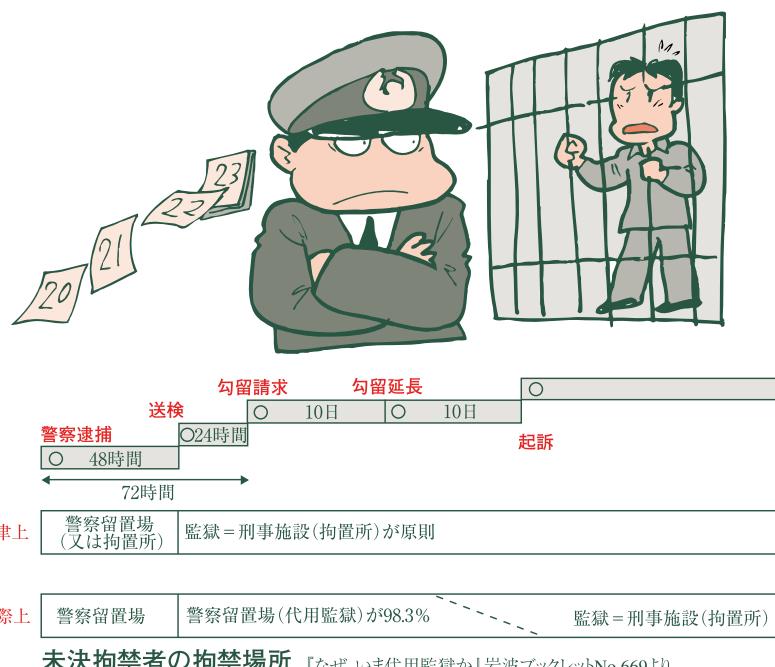
ホリエモンは拘置所なのに、普通の人が留置場なのはなぜ？

日本では、警察に逮捕されると、被疑者（容疑者）は、警察の留置場に入れられます。そして、逮捕されてから48時間以内に検察官に送られます。検察官がさらに身柄の拘束が必要と判断した場合には、24時間以内に裁判官に勾留請求をしなければなりません。裁判所が認めれば、起訴まで最大20日間の身柄が勾留されます。

法律の原則は、裁判所で勾留が決定された後は、被疑者の身柄を警察の留置場でなくて拘置所（法務省管轄）に移すことになっています。ところが、ホリエモンや大物政治家が汚職などで逮捕された場合は、拘置所に移されていますが、このような特別の場合を除いて、ほとんどの被疑者は警察留置場に身柄を拘束されます。それはなぜなのでしょうか。

それは、明治41（1908）年にできた監獄法で、当時、拘置所の数が足りなかったので警察の留置場を代用することが出来るという規定によって代用監獄制度が作られたからです。

この制度は、警察が被疑者・被告人の身柄拘束を利用して、自白を強要することを許すものであって、えん罪の温床として国連からも再三廃止の勧告が出されています。にもかかわらず、今回の監獄法の「改正」にあたって政府は、それを法制化し恒久化しようとしています。



どうして警察留置場じゃダメなの？

被疑者に自白させるために取調べをする警察が、その被疑者を20日間以上（別件逮捕などの手法を使えば、数ヶ月間）も、留置場に閉じこめて、心身ともに支配することができる制度だからです。外からの監視やチェックはありません。

被疑者は、密室の中で、警察から四六時中監視され、食事・睡眠・用便・入浴はもとより、外部との面会や通信、日用品の入手、医療その他、日常の起居動作に至るまで、全生活を支配されます。

警察が、被疑者から、何が何でも自白を取りたいと思うとき、その「全生活を支配する立場」を悪用してしまう例は、どうしても避けられないものです。

長時間の、拷問・脅迫・利益誘導などの手法による、苛酷な取調べ。被疑者は、いつ食事にありつけるか、いつ寝かせてもらえるかわからない、という絶望・恐怖・孤立感などから、うその「自白」に追い込まれていきます。

昨年再審開始決定のあった布川事件では、検察庁で「自白」を撤回したら、代用監獄に「逆送」されて、再度の「自白」をさせられました。代用監獄がえん罪の温床であることは、多くの再審事件で繰り返し明らかになっています。

警察留置場を舞台としたセクハラや暴行陵虐等の警察官の犯罪もあとをたちません。

国際原則にも反しているって本当？

被疑者を捜査機関である警察の管理下に置き続ける制度は、国際的にも類を見ません。被疑者らの人権を守るために捜査機関と身柄拘束施設を分離するのは、世界共通の認識で、国際原則となっています。代用監獄制度は、世界の常識にも反する恥すべきものです。

